

解釈は訓読にどのように反映されるか

——松岡雄淵の「師説」と小寺清先『校正日本書紀』——

*1) 杉 浦 克 巳

■■■

今般新出の『神代紀師説』は松岡雄淵の日本書紀神代卷についての解釈説を記したものである。雄淵は『校正日本書紀』の編者小寺清先の師であり、『校正日本書紀』には雄淵の解釈が反映されているものと想定できる。そこで『校正日本書紀』神代卷に見える訓説が、先行の諸伝本とは異なっている箇所について、『神代紀師説』に示された雄淵の解釈がどのように影響しているかを検証した。

その結果、本文の記述内容についての解釈を述べるという行為と、漢文本文に加点しこれを訓説するという行為は、本文に対する立場を異にする視点から行われるものである、ということが明らかになってきた。解釈説は本文について理解した内容を解釈者が自らの立場で述べたものである。これに対して訓説は、本文について加点者が理解した内容を本文の側（言い換えれば原著者の側）に立って表現したものである。さらに『校正日本書紀』に先行する諸伝本に見える訓説では、この二つの視点が不分明である例が多く見られ、『校正日本書紀』と先行諸伝本の間での訓説上の差異はこのような視点の違いに起因するものがあることも明らかになった。これは、漢文文献を訓説するという行為が、解釈説を表明することは切り離されて行われるようになつた、つまり本文を理解する行為の中での、訓説そのものの位置付けが本質的に変化したことによるものと考えられる。

せひぬこ

資料が存在する場合、原漢文の同一箇所について、その資料の間で相異なる訓説が見られる例が少なからずあり、これを互いに比較検討し、差異に着目することによって明らかになる様々な事項について、これまで主に『日本書紀』『古語拾遺』の諸ある漢文文献について、時代や加点者を異にする複数の訓説

*1) 放送大学助教授（人間の探求）

伝本からの報告をいくつか公にしてきた。

んだのではあった。

この「差異」を突き詰めた先には、大別して当該の漢本文本についての解釈の違いと、訓読にあてられる日本語（特に日本語における漢字の使用）それ 자체の違ひの二点が想定される。そして、例えば当該文献の受容史などを、例えば国語史的な事項などを考えようという場合、抽出された差異をこの二点から整理し、その性格を明らかにした上で考察の材料としなければならない、ということになる。

私自身はもっぱら国語史的な興味からこれに着目してきた者

しも併せて念頭にあつた。

であるが、一方で、この二点は相互に明確には峻別しにくい、というよりも、同一事項の表裏にあたるものとして資料上に現れていると考へざるを得ない例も少なからず存在する、との思いもまた当初からあつた。解釈の差異と訓読にあてられる日本語それ自体の差異が密接に関係している顯著な例は、いわゆる敬語表現の類に關わる諸点であつて、このことをむしろ積極的にとらえ、更に広くこのような訓読資料、特に日本書紀諸伝本の考察に道を開かれたのは林勉先生⁽¹⁾であった。私自身の考への端緒となつた例は今少し異なり、いわゆる訓読法のようなことにより近い事項だったのではあるが、林先生の、主に中世の吉田家ゆかりの諸伝本についてのご研究に導かれて、時代を降つた江戸時代の諸伝本について、その訓読上の敬語表現についての例を手始めに、このような観点からの分析に私自身も踏み込

江戸時代は、国学をはじめとする諸学の隆盛があつて、古典籍の類についての解釈や受容にも新たな展開が広く見られた。

また漢文訓読という点からすれば、教育制度の整備普及と広範囲な浸透を背景として、訓点の用い方や返読、個々の字句の読み方や扱いなどのいわゆる訓読法が整備された時期でもある。

つまり、右に述べた複数の訓読資料相互間の差異がもつとも端的に現れた時期と考えることができるのではないか、との見通

このような着眼点自体は今後も維持していくたいと考えているが、改めて、これまでに明らかにすることができた事項、今後明らかにしていかなければならない事項を一瞥する時、資料の上に現れた事実から、その差異の基を探る考察をより確かなものとするために、何らかの機会を得て、その基が既に明らかになつている場合、実際の資料上にどのように具現しているのか、を探る試みの必要性も感じ始めていた。これは解釈・受容史的な観点からも、国語史的な観点からも、試みる価値はあると思われるが、今般偶々その前者について、あるいは端的な手がかりになり得るか、と思われる新出の一資料『神代紀師説（渾成翁口授）』（以下『師説』と略記することがある）を見出し、併せて関連の資料を調査する機会にも恵まれ、敢えてこ

この『神代紀師説』は渾成翁松岡雄淵の日本書紀神代卷についての解釈説を記したと思しい一本である。雄淵は『校正日本書紀』（以下『校正』と略記することがある）の編者小寺清先の師である。先に本誌に小稿⁽⁶⁾を掲載していただき、『校正日本書紀』を日本書紀全三十巻の訓点付き版本の重要な一つとして紹介し、その訓読上の特色を、『寛文九年版本』（以下『寛文』と略記することがある）のそれを基本としながら、その齟齬や矛盾を、独自の知見に基づいて積極的に正そうとした跡を見て取ることができる、とした。同稿は主に『校正』の内部から述べたものであり、清先が依ったと考えられる先行説には言及しなかった。本稿では、先稿をふまえ、『校正』の巻一・二に見える訓読の背景に松岡雄淵の神代紀についての解釈説の存在を想定し、両者の関係について考え、清先が本文解釈をどのように実際の訓読に具現しようとしたのかを探ることをねらいとした。そしてその背後には、資料上に現れた訓読の差異を材料として国語史的なことがらを考える際に、その基礎において何らかの指針となり得べき考え方への見通しを付けることはできなうか、との思いもある。

具体的には、『日本書紀』巻一・巻二を対象に、流布本である『寛文九年版本⁽⁷⁾』に見える訓読と『校正日本書紀』のそれとの間の差異の個々の項目について、雄淵の師説に見られる解釈を反映したものと考えられるか否かを検討し、訓読上の差異と

この『神代紀師説』は渾成翁松岡雄淵の日本書紀神代卷についての解釈説を記したと思しい一本である。⁽⁵⁾ 雄淵は『校正日本書紀』（以下『校正』と略記することがある）の編者小寺清先の師である。先に本誌に小稿⁽⁶⁾を掲載していただき、『校正日本書紀』を日本書紀全三十巻の訓点付き版本の重要な一つとして紹介し、その訓読上の特色を、『寛文九年版本』（以下『寛文』と略記することがある）のそれを基本としながら、その齟齬や矛盾を、独自の知見に基づいて積極的に正そうとした跡を見て取ることができる、とした。同稿は主に『校正』の内部から述べたものであり、清先が依ったと考えられる先行説には言及しなかった。本稿では、先稿をふまえ、『校正』の巻一・二に見える訓読の背景に松岡雄淵の神代紀についての解釈説の存在を想定し、両者の関係について考え、清先が本文解釈をどのように実際の訓読に具現しようとしたのかを探ることをねらいとした。そしてその背後には、資料上に現れた訓読の差異を材料として国語史的なことがらを考える際に、その基礎において何らかの指針となり得べき考え方への見通しを付けることはできなうか、との思いもある。

本文解釈の間に何らかの関係の跡のいくつかを描き出すことを試みた次第である。

なお本稿は、特に関連する諸資料の調査について、平成十三年度放送大学特別研究助成による調査の成果の一部によるものである。

松岡雄淵・小寺清先の神代紀解釈の背景

松岡雄淵（元禄十四年～天明二年）は尾張熱田の人、字仲良、通称多助、玄斎、蓼倉舎あるいは渾成翁とも号し、若林強齋に儒学を、玉木正英に神道学を学び、後に吉田家の侍読となつて後進の指導にもあたつた人物である。その学統から推して、『日本書紀』特に神代卷についての解釈は、橘家神道、あるいは下御靈社関連、さらには山崎闇斎及びこれに連なる諸家の影響下にあつたと考えができる。これら諸流は、江戸時代の日本書紀訓読・解釈の上で、中世の吉田家関連の諸家によって形成され、広く受け入れられてきたそれとは異なる特色を持つと考えられることは、これまで何回か小稿に述べてきた。

小寺清先は備中笠岡の人、若くして京に出て雄淵に師事し、門下では後継の侍読に推されるまでになつたがこれを固辞して帰郷、代々の祠職を継ぐ傍ら古典籍の研究・歌作の日々を送

り、後に郷校敬業館設立の際に県令早川氏に推されてその塾頭となつた人物である。『校正日本書紀』はこの帰郷後に成されたのであるが、清先の事跡を見る限り、本格的に師事しての勉学は上京時におけるそれのみであつて、後はもっぱら独学に依つたものと考えられる。従つて清先の学的基盤は、雄淵に負責どころが大きいと考えるのが妥当であろう。

『神代紀師説（渾成翁口授）』の書誌概略

己
克
浦
杉
今般新出の『神代紀師説（渾成翁口授）』は大本袋綴三冊。各冊に同趣の汎用の紙表紙を付し、表紙左上に直接「神代紀師説 渾成翁口授上（中・下）」と表題を本文と同筆で墨書する（渾成翁以下はやや右寄りに小書）。本文は全編にわたつて一筆。墨付き上冊九十六丁、中冊五十六丁、下冊六十三丁で、各冊とも冒頭に本文と同質の遊紙一丁を置く。改装などの跡は見られない。上冊表紙にごく軽微な傷みがある他は本文・装丁・表紙共に良好な状態である。なお現在は今般新たに付加された書帙に納める。奥書や序・跋、署名の類はない。一面は十六行であるが、被注漢文本文を略記して示す部分ではこれに二行分を充てている。一行は三十文字前後であるが一定せず、一書部分では被注本文、解釈説共に一～二文字分行頭を下げて記している。日本書紀卷上下の内容上の章段の区切りにあたる部

分では、記述末尾行以下を余白として次紙まで空白を置いて次の章段となる。

上冊冒頭に総論的な記述三丁があり、第四丁表から書紀神代卷の白文本文を一行略記した上で、この後に順次解釈説を漢字片仮名交じり文で記す⁽¹⁾。上冊には神代卷上の四神出生章まで、中冊には同卷瑞珠盟約章以下、下冊には巻下全部を各自収める。従つて巻上についての記述の方がかなり分量的に多いことになる。引用の白文は、被注の原漢文本文それ自体を提示するというよりは、むしろ続く解釈説の該当する本文箇所を示す意図によるものと思われる。また解釈説中に本文字句数文字分を掲げ、当該箇所を更に細かく指定した所もある。

内容の上では、「垂加翁云々」「強齋先生云々」などとして山崎闇齋、若林強齋など自らの学統の先人や、「風葉集ニハ」「漢鹽草ニハ」など先行の諸説を引いて解釈を述べた部分が多く見えるが、単に引くのみではなくその上に立つて自説を展開する形で述べており、雄淵からすれば「師説」にあたる言説であつても場合によつては論難の対象になつてゐる。

本書の成立、書写者などを直接に知り得る記述は無いが、後の項でも述べる上冊冒頭の総論的記述の内容から見ると、江戸時代後～末期の成立と考えられ、表紙及び本文の紙質などから推す限り、書写もこれとは隔たらぬ時期と見ることができる。なお解釈説の部分には、まれに朱による訂正の跡があり、本書

此日本紀ヨリ以前ニ舊事紀古事記ト云ニ書アリ四事紀ト云六既
テ皇子之撰也帝王之紀ナニ既ニ君臣之紀ヲ並一起シテ系國
ヲ置シタ夫故ニ日辛未帝王之實紀ニハ用ヒ難シトアリ舊事紀ト
題メソレナリテ指置シタ古事記起ハ釋田所禮ト云人アリ元ヨリ博覽
ノ人ト云バカリニアラズ甚ニ記體ノツヨニ人夫故神代以来ノ口授ニ傳
リシテ既シ諸ソジイテレタソシテ國シナリシ太朝臣安麻呂ト云人ハ
時政ニアカリ名一人モトヨリ特覽ノ人是ハ授モヤウト仰首テソレテ
河和がフクチ覓タフク安麻呂コロ授シタソレガ安麻呂ガ口授リ書写シ
タフシガ古事記ゾ四事紀ハ既戸ノアリテカラ帝紀ノ合点テ君臣ノ系ソ
交ニシケリシ事ナ上ノ叶ス起首ノ四事紀ハニテ其全書ハ今考ヘラ
シヌ入衰之乱ニ焼ケテ四事紀ノ焼残リサシテ元ト記録ニ書テアリ
今ノ四事紀其全書トハ見ス近頃伊勢ノ延佳ノ音ノ四事紀テハ高
統文故照ヒ今セ考テ延佳ノ板が出来タ是ハ延佳ノ今テ安テ土末
々故古イ書テハナイ四事紀古事記ハアリテカラが残篇音古人附
會シテ書タマラ知ニ信用ナヌゾ日本紀ハ元正帝ノ養老二年

古天地未剖 云々ヨリ 生其中焉 近舍人親王ノナニタ文章古
記テハナニ淮南子ニ立碑記之文章ニヨク似タ伊勢ノ出ロ信濃
ガ此ヘ甚レク習合メ置タ此人博識人也ニ凡神道ハ不知人文字ヲ
神代夷ミタ推テ訖ラ立ル故スナト培明又淮南子ニ立碑記ヲ引付
タガスニ又三立碑記ニドフアラフガ法華經ニアラフガナテイナニ是ハ
日午ノフリ書タモノ此文淮南子ニ似タホドニトテ真ツ親王ノ書セラ
シタデナイ西土ノ文字ヲ取テ日午ノ変ラ書フアチノフト云テハナ
日午ノフリ書タナリ此文ヲ見ニハ日午ノ傳未ツ以見ニト是テ裁断ナ考
フ念身近一殿是リ渾沌之殿ト名付及一為地近ガ又一殿是ガ
天地ノ成ルトコロ及ノ字漢字真ノ字ノ上ニアレ故地トナニテト云ニナ
ツナインエトアリ地トナニ今ナル外デ云ジ 精妙云々 縱場近コハ
天地ノ首尾ノ成就シタフリエフ殿ノ、殿令ナセヌトゴチマワク古ハイヌルト云
フモノ、エクツイテヤニフライヌルト云ガ向フエクツモイヌルト云アノ方ノ書

云

が何らかの底本から転写されたものである可能性も考えられなくはない⁽¹²⁾。なお参考として、本書上冊墨付き第一丁表及び同第四丁表（本文を掲げての解釈説の冒頭（天地開闢章）部分を縮小して図に掲げた。

解釈説本文は漢字片仮名交じりのいわゆる抄物体（広い意味での）で記されており、表題に言う「口授」はこのような点によるのであろう。

『師説』に見る雄淵の基本姿勢

本書上冊一丁表～三丁裏は序文とも言えるような総論的内容が記され、日本書紀、就中その神代卷の本文及び成立、内容解釈についての雄淵の基本的な姿勢を知ることができる。ただしこの記述は独立して序・跋の体裁を持っているものではない。その趣の概略は、本稿に関連する事項を中心に見ると、大略以下のように整理できる。

- ・『日本書紀』以前に『旧事紀』『古事記』の二書があるが、両者共に成立の経緯や伝来を考えると信ずるに足らない。『日本書紀』は勅命による帝紀として編まれたものである。
- ・近時江戸の万葉学者が「口のオ・奥のオ」などと「ヤカマシ」ということを言うが、そういうことは『万葉集』で考えるべ

きである。神書では仮名遣等は大きな問題ではなく、「昔カラ伝ツタ古ヒ趣」を吟味すること（が大事）である。

- ・『旧事紀』は文字の使い方が「ジダラク」であり、『古事記』は仮名書である（本来の文字の使い方ではない）のに対し、『日本書紀』は文字の使い方に「鳥乱」な所がない。これは舍人親王が慎重な配慮で文字を用いたからであって、正しく内容を理解するためには、本文の文字をよく「吟味」することが重要である。

・日本国を「ヤマト」と号する理由については古来諸説があるが、若林強斎の言うように「山の跡」と考えるのがよい。（このことからも明らかかなように）書物を長い年月を経た後に読む者は、その「道理」をきちんと理解することが肝要であって、訓み方が問題なのではない。

- ・垂加翁の門人の説に『日本書紀』卷一・二のみを特立して「神代上下」とし、卷三以降を人代とするのは後人の付加と主張する人がいるが、昔の書を「今案」から打ち破るように理屈で論難するのは「僻事」である。

これを見ると、雄淵は基本的に本文漢字の厳密な「吟味」によって、著述された編著者の意図を正確に読みとることを重要と考えていること。また山崎闇斎・若林強斎の考えを重視しながら、学統に盲従するのではなく、確固とした自身の考えに

従つて解釈を試みようとする基本姿勢を見る事ができる。特に文字（漢字）の意を読み取ることを重視し、訓読やその個々の音ばかりに拘泥することを是としない姿勢は注目すべきである。本書に見える詳細な注釈は、少なくとも表面上は漢字本文から直接に導き出されたもので、訓点付きの本文あるいは訓読文を掲げない理由も此處にあるのであろう。

一方清先の『校正日本紀』編纂の意図については先稿⁽⁶⁾にも述べたことであり、本校では省略に従うが、雄淵の下で身に付けた書紀本文についての理解を基に、改めて基礎になる校訂本文及びその訓読を整理して編んだものと推測してほぼ間違いないものと思われる。⁽¹³⁾

己 克 浦 杉

稚ハウイ／＼シク国土ノ赤子ノトキヲ云也
として、「イシ」を「ウイウイシ（うひうひし）」から出た訓であると考えているようである。これは当時の通説に従つたものと思われるが、「うひうひし→いし」という考えには当然疑問も生じる所である。⁽¹⁴⁾

『校正』も「イシ」の訓を与えていたが、全体に『寛文』の訓の仮名遣いを歴史的仮名遣いに近付ける方向で補正した跡が随所に見える同書にあって、この訓を採つた（あるいはこの訓に疑問を抱かなかつた）ことは興味深い。⁽¹⁵⁾

「一書天地混成之時……」

（同一書第三）

この「混成」について『師説』は、

先ず『師説』に見られる雄淵の、解釈と訓読の関係についての基本的な考え方を示す端的な例を、『校正』の訓読と併せて挙げる。

混成ノ二字ガ入用ゾ本文ノマロカレタルコトハマロクアリ
タルト云詞コムハ達フズ此成ハ丸ク成就シタコト也天モ
丸ク成地モ其中ニ丸ウ成就シタ是ガチヨツツシタコトノ
ヤウナレトモセンギスルトヤカマシイゾ

「一書曰古国稚地稚之時……」（卷上・神世七代章一書第一）

（上冊十二三裏一行）

この「稚」字を「イシ」と訓むことは諸本に広く見えるが、その根拠は諸説あったようである。雄淵はこの部分について、

として同章本伝の「渾成」を「マロカレタル」、この箇所の「混成」は「マロカレナル」と訓み分けるべきことを、本文漢

字の違いに基づいて、もっぱらその解釈の上から述べている。『寛文』をはじめ、多くの伝本もこの訓み分けを行っているが、一部伝本には区別していないとも思われる例^[16]もある。先の総論的記述にもあたるように、雄淵は本文漢字一字一字を重視して解釈を行い、その結果として訓読があると考えているのである。『校正』も同様の訓み分けをしている。

これらは、先行説と異なる考え方を打ち出したものでは必ずしもなく、本稿の主たる対象ではないが、雄淵の基本的な立場を示す端的な例と言える。

敬語の用い方をめぐって

先の項でも述べたように、訓読に見られるいわゆる敬語表現の類は、加点者の本文についての解釈が端的に訓読に現れた例である。これに日本語における敬語として用いられる語それ自身やその用法の変遷が複合して、当該箇所についての諸本間の訓読の差異として具現している、と考えることができる。特に神代巻上下では、ある神について、その動作に敬語表現を付加して訓読するか否か、就中ある場面に複数の神が登場するような場合に、敬語表現の上で神の間に何らか差を付けているか否かが最も端的である。

		卷				上			
		a 大八洲生成章		b 瑞珠盟約章		c 宝剣出現章		d 天孫降臨章	
		校正	寛文	校正	寛文	校正	寛文	校正	寛文
e 同章		ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク
経津主・武甕神	校正	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク	ノタマハク
	大己貴神	イハク	イハク	イハク	イハク	イハク	イハク	イハク	イハク

表 発話に先立つ「曰」字の訓み方

に先立つ「曰」字の訓み方に限定して考えてみる。この「曰」字の訓読に敬語表現を用いるか否かについては、本文の編著者の立場、本文を解釈する者の立場、を軸にいくつかの視点を想定することができ、そのそれぞれに於いて、当該の神を敬意の対象とするか否かがあり得る。この観点から諸本間の差異の顕著な部分として挙げることのできる例は次のように整理できる。

		下	
卷		f 同章	校正
h 海宮遊幸章 (遊幸前)		寛文 ノタマハク	ノタマハク ? (□ : □ク)
i 同章 (遊幸後)		火蘭降命 (彦火々出見尊に)	火蘭降命 (彦火々出見尊に)
j 同章 (遊幸後)		寛文 ノタマハク	ノタマハク イハク
校正	寛文 マウサク	海神 ノタマハク	天鈿女命 イハク・マウサク
校正	寛文 マウサク	火蘭降命 (彦火々出見尊に)	猿田彦大神 ? (□ : □ク)
校正	寛文 マウサク	海神 ノタマハク	天鈿女命 イハク
校正	寛文 マウサク	火蘭降命 (彦火々出見尊に)	猿田彦大神 イハク

注・神代卷上下の章段で整理し、発話した神名と当該箇所での発話に先立つ「曰」字の訓み方を示した。
 このような趣旨に該当する部分は他にも多いが、ここでは本稿に関係する例のみを掲げた。
 別伝間で異なる神名などは一々を挙げず、比較的よく知られている神名で示した。

発話に先立つ「曰」の訓み方及びその表記については『寛文』『校正』共に特殊な例を除いて、
 イハク……イハク □□ク
 ノタマハク……ノ玉ハク ノ□□□ク □□□□ク
 マウサク……マウサク マ□□ク □□□ク
 マウシタマハク・マウシ玉ハク マ□□玉□ク

のようないい。『□ : □ク』のみの省略表記は、これだけでは右のどの訓を表すのか明確ではないが、『校正』では、直前の同一神の発話に訓が明示されている例についてこの形を用いて、訓み方が一意に定まるようになっている。『寛文』も同様の用い方であるが、『校正』ほどは徹底してはいない。¹⁷⁾

表中で a · c · f · h · i · j は各々『寛文』と『校正』で敬語上の扱いが一致しており、これは『師説』の解釈説とも矛盾しない。例えば a 大八洲生成章では、

何デアレ先ツ陰神」ノ方カラ御先ヘモノヲ仰セラレタゾ……
 隅ノ詞ヲ発セラレタヲ咎メテ仰セラルゝコト」……
 (上冊二十九丁裏十行)

などのように、双方の神を尊敬の対象としており、表の一書の「曰」字の扱いと一致している。

一方、eの巻下天孫降臨章の經・武二神と大己貴神では、『寛文』と『校正』で一致していない、というより『校正』の方が一意に定めかねる加点になつていて。先に述べたように、このような「□：□ク」のような表記は、同一の神についての直前の「曰」字の訓み方を援用できる場合に用いるのであるが、この例では該当する大己貴神の発話はない。直近の同神の発話は巻を隔てた巻上の末尾近く幸魂奇魂説話の部分に見えるのみである。これは他には類似の例がなく、周到に加点している『校正』の神代巻の中では少々目に付く。

先行する巻上宝剣出現章の幸魂奇魂説話の部分は、登場する神は大己貴神の側の存在であり、この中で大己貴神を第一位の敬意の対象として扱うことはどの立場から見ても首肯できるところである。しかしこの天孫降臨章では、大己貴神は天孫の御先払いである経・武二神と対峙して、天孫への服従を述べる内容であって、発話に先立つ「曰」を「ノタマハク」「マウサク」のどちらに訓むかによって、解釈上の大己貴神の位置付けが大きく異なることになる。

この箇所について『師説』には、

この例だけを考えると少々突飛な思いつきではあるが、今少し類似の例を考えてみる。『寛文』と『校正』が一致する例ではあるが、巻下海宮遊幸章のh・jでは、同じ火蘭降命（海幸彦）について、両書共に彦火々出見尊（山幸彦）の遊幸の前後

のようないい記述があつて、大己貴神自身の立場では「御報事」「申サウ」とへりくだつた表現になつていて、解釈者の立場では「御直答」「スペラカシ玉フ」のように敬意の対象となつていて、発話に先立つ「曰」字は後者にあたることになり、この考え方を従う限り『寛文』の「マウサク」の訓は取りにくく解釈である。この『師説』に見るよう、一連の本文記述の中で視点を異にするところは、解釈説を述べた文章故に表現できることであつて、本文に加えられた訓点（および訓み下し文）では表しにくい。^{[18][19]}

『校正』の「□：□ク」式の加点は、編者自身あるいは版下、彫師なども含め、誤記・誤刻の可能性も考えられるのではあるが、敢えて複数訓の併記を避けつつ、大己貴神についての相異なるところを共に表現する策であったと考えられなくもない。つまり、この部分を訓点に従つて読み下す際に、視点の取り方によつて異なる読みができるよう配慮したのではないか、との可能性も有り得るのではないだろうか。

で扱いを異にしており、これは遊幸によつて彦火々出見尊に新たな神威が備わつたとの解釈の反映と考えることができる。『師説』では、

(遊幸前)

一書テ見レバ兄ノ方カラ幸ヲ易コトヲ望玉フト有

(下冊四十三丁表六行)

(遊幸後)

御自身ノ悪逆ヲカヘリミテ……助玉ヘト乞玉フコト也

(下冊四十七丁表十六行)

『師説』がこれらの箇所で大己貴神、火蘭降命を尊敬の対象としているのは、「經・武」二神と対峙している」「遊幸後の彦火々出見尊に懇願している」という本文の内容から離れた、雄渾自身の立場においてである。解釈説を述べた文章では、このようない立場にも、本文の内容を直接に述べる立場にも、当然立つことができるが、漢文本文に訓点を付す形でこの双方を表現することは基本的にはできない。発話とこれに先立つ「曰」字の部分は、これが端的に現れる箇所の一つなのである。²⁰⁾

などのように、基本的にはどちらの場面でも火蘭降命を尊敬の対象にしている。しかしここで注意すべきは、右に挙げた例はいずれも「～コト」で括られた形になつてゐる点である。この

ような形は、漢文本文中の当該箇所について、

いわゆる使役句形をめぐって

卷上四神出生章本伝の末尾近く、素戔鳴尊の性状を述べた箇所に、「故令国内人民多以天折復使青山変枯」という部分がある。これについて『寛文』『校正』では、

(○○○とは) △△△といふことである。

と、自説を述べたものである。先の大己貴神の例について見たように、漢文本文に訓点を付けてこれを読む場合は、このようない立場にくく、逐字句的に、本文の側に立つて読むことになる。もちろん訓読そのものによつて、加点者自身の解釈

(寛文九年版本)
故レシカニテ国内ノ人民ニ多以テ天折復使青山變枯
(卷一・九丁裏八行)

を表すこともできるが、少なくともその双方を同時に兼ねることはできず、加点はその立場を一定に置いて行われることになる。

(校正日本書紀)

故レシテ国内ノ人民ヒトクサニ多ニ以天折アカラサマニス

(卷一・本文八丁裏四行)

復タシ使ニテ青山カラヤマニナス

と、一部異なる訓み方がされている。

この四神出生章本伝の例は、「令」字及び「使」によって組み立てられてはいるが、いわゆる使役句形を見て考へると若干問題が残る。一般に使役句形は「令〇〇△△」のような形で、「〇〇に△△させる」のような意に解釈される。訓読の仕方は三種の類型に大別できるが、『寛文』『校正』では、

(上冊五十丁表十二行) 素尊ノタメニ非命ニ死シテ天死スルカラ」……

(同/卷一・二丁表三行)

(ドノヤウニ生茂タ青山デモ) 素尊ノ殺伐ノ金氣ニアヘハ秋ノ紅葉スルヤウニ変枯トナル

(寛文九年版本)

遣タシテ無名雉ニテ同セタマフ之

(卷下天孫降臨章本伝/卷一・二丁表五行)

(校正日本書紀)

遣タシテ無名雉ニテ同セタマフ之

(同/卷一・二丁表三行)

と、基本的には使役の意には解していない。これは、当該の本文を離れ、雄淵自身の解釈として述べられているから可能なことであって、本文の字句は少なくとも形の上では「令」字と「使」字を用いた「使役」句形であることは動かない。

などのように加点して「〇〇ヲ令テ△△セシム」などと訓む。しかしここで挙げた四神出生章本伝の例は「令～～使～～」と連続した形である上に、特に後の「使～～」は、「〇〇に」にあたる部分が「青山」であって、人物あるいはそれに準ずる

をもの対象とする一般的な意味での使役句形とは内容の上で少し異なる。⁽²³⁾さらに、この箇所の本文は、「此神勇悍以安忍且常以哭泣為行故令人民……」のように続いているのであって、内容の上では、「この神(素戔嗚尊)は勇悍・安忍で、常に哭泣してばかりいたので、国内の人民が多く夭折し、青山は変枯してしまった。」のように、必ずしもこの箇所を使役句形の意で取らなくても、と言うより使役と考えない方がより収まりよく理解することができる。事実『師説』の解釈説は、

いない、と配慮の跡が見える訓み方である。特に『校正』は「変枯」に敢えて「ナス」を補読して「青山」の動作ではないことを示しており、さらに言えば、『寛文』が後半の「使」字に関して返読、振り仮名・送り仮名を欠く——ということは「使」字を不読としている、とも考えられる——ことも、このような配慮の一端と見ることもできる。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

とする例がある。『校正』はこのよう中でも比較的早いものであって、敢えてこの訓を探ったことには何らかの意図を感じられる所である。

一方『師説』にはこれら訓注についての言及はあまり多くはない、例えば卷上大八洲生成章本伝の訓注「日本此云耶麻騰下皆效此」について、

訓注部分の「此云」の訓み方をめぐって

『寛文』『校正』の訓注部分への加点の仕方を見ると、

(寛文九年版本)
葉木國此ヨウモクコ
レヲハ云クニ播ハコ舉クル矩ニ爾ト

(卷上神世七代章一書第二／卷二・二丁表四行)

(校正日本書紀)
葉木國此ヨウモクコ
レヲハコクニ播ハコ舉クル矩ニ爾ト

(同・二丁表三行)

のよう、「此云」部分について「此ヲバ」「此ヲ」と異なる訓み方がされている。⁽²⁸⁾

他の伝本の多くは『寛文』と同じく「此ヲバ」であるが、管見の限り、江戸時代後期頃以降のものには少數ながら「此ヲ」

日本ノ国ハ日神ノ本国ト云文字ヲ切テ日本ノ二字ヲ填テ
ヤマトゝ義訓シタゞソレデ此下註ニ日本此云耶麻騰下皆
效此トアルゾ一部ノ凡例如此ト云コト

(上冊三十二丁裏十四行)

とするなどいくつかの例が見られるのみである。ここは「下皆效此」と他所の通例とは異なった字句を含んだ例であり、『師説』の訓注への言及はそのような例に比較的多い。通例の訓注の記述内容は本文及びその訓み方であり、敢えて訓注の字句について解釈説を別置する要はない、と雄淵は考へているようである。おそらくその内容は本文字句についての解釈説で述べた内容に含まれてしまうからなのである。右に挙げた言及例でも「一部ノ凡例如此ト云コト」と、雄淵自身の解釈を述べているのは、被注の本文字句ではない部分である。つまり雄淵は訓注を直接の解釈の対象とはしないことを基本にしていることに

なる。先の項で紹介した『師説』の総論的記述に見える、本文の一字一字を重視し、その訓（訓義ではなく「読み方」）が問題なのではないとする基本姿勢からも首肯できるところである。

これを前提に考えると、敢えて『校正』が「此ヲ」の訓を採った理由を想像することができる。「此ヲバ」と助詞「ハ」を入れた形は加点者（表現者）の側の立場からの表現である。敢えて強調氣味に言えば「〇〇此を△△と云うのである」のように、訓注の字句について自らの解釈説を述べていることになる。しかしこのような姿勢は、雄渾のように訓注を扱う考えとは異なるものになってしまいます。

『校正』は敢えて「此ヲ」とすることと、あくまで原漢文の側の立場にとどまって、「訓」のみを示す訓注としたのではないか。²⁹⁾想像の域に出ないことはあるが、自らの解釈説を述べる注釈行為と、あくまで原漢文の側に立った訓読行為を区別して考えた一端とも言えるのではないだろ^うか。^{30) 31)}

個別の語句をめぐって

訓読に見える個々の語句について、『寛文』と『校正』の差異は枚挙に暇がないが、それを『師説』に照らして何らかが浮上する端的な例をいくつか挙げてみる。

對馬嶋 卷上八洲起源章本伝に、

（寛文九年版本） 對馬嶋 ツシマシマ
（校正日本書紀） 對馬嶋 ツシマシマ

（卷一・五丁表五行）
（卷一・四丁裏六行）

のような例があつて、本文「對馬嶋」について『寛文』と『校正』の訓が一致していない。同章一書第七には本文「對馬洲」の例があるが、

（寛文九年版本） 對馬洲 ツシマジマ
（校正日本書紀） 對馬洲 ツシマシマ

（卷一・八丁表二行）
（卷一・七丁裏七行）

と、同様に一致しない。

本文の文字からすれば「對馬」で「ツシマ」であり、逐字的に読めば「ツシマシマ」「ツシマノシマ」なのであろう。他の伝本では、「ツシマシマ」が長仰本など、「ツシマノシマ」あるいは「ツシマノ□□」が為繩本、弘安本、兼潤本左訓など、「ツシマ」が弘安本右傍訓、水戸本、乾元本など多くの伝本に各々見える。また煩を厭うて一々は挙げないが、他の様々な文献資料でも「對馬嶋」で「ツシマ」とするものが最も多いものの、「ツシマシマ」「ツシマノシマ」の形も併存していたものの

ようである。

『師説』でのこの部分への言及は、

對馬ハ土シマルノクン

(上冊三十三丁裏十四行)

と地名の由来を挙げるのみであって、訓み方には言及していない。「對馬」を「土シマル」とするのであれば、「對馬嶋」は「土シマルシマ→ツシマシマ」と考えているのではないか、とも推測できるが、『寛文』もこのような考えに従つて「ツシマシマ」の訓を探っていたとは考え難い。『師説』はおそらくこの地名が現に存する「對馬」のことであることを念頭に置いているだけであって、訓について言及しているわけではない。従つて、『校正』の「ツシマ」は『師説』に対し何らか考證があつての上、と考えることは難しく、當時最も一般的であった訓によつて先行の『寛文』のそれを改めた、程に見ておくのが穩やかであろう。

覆槽置 卷上宝鏡開始章本伝の岩戸前の天鉗女命の場面に、
 (寛文九年版本) …… 覆槽 置 (トロカシ) (卷一・二十八丁裏三行)
 (校正日本書紀) …… 覆槽 置 (トロカシ) (卷一・二十八丁裏三行)

「覆槽置」トハウケトヲケト通スはヲウツムケタケハ音カ
 スル置ハトゾロノト鳴(スコト)は拍子をトル物後世神
 樂ニ太鼓ヲ用ルコトハ是カラ發タコト是(ヲ後世神樂ノ濫
 觸トス)

(中冊二十三丁表四行)

となつていて、訓み方そのものには言及していないが、「ウツムケ」とあることから「覆槽」の部分に「伏せる」のような意が含まれると理解していることがわかる。この点からすれば、「ウケフセ」の訓が妥当ということになる。先行諸本の訓を見る限り「覆槽」二字で「ウケフセ」と読むような加点が元々であったとも思われるが、『寛文』の加点は「覆(ウケ)」「槽(フセ)」と取れるようになつてしまつていて問題が残る。

さらに言えば、ここで天鉗女命の行動は神事の所作のように理解され、この部分の「ウケ」を「誓ひ」と理解することは広く行われていた。『師説』の記述もそれを解説した内容と考えた方がよりふさわしいようにも思われる。このような理解からすれば「覆槽」を「ウケ」する訓は首肯でき、続く訓注にも

と『寛文』『校正』の訓が一致しない例がある。これに続いて「覆槽此云于該」との訓注があつて、『校正』はこれに従つて「覆槽」で「ウケ」としたということになる。

『師説』のこの部分についての記述は、

矛盾しない。おそらく『校正』の加点はこのような考え方もあることなのである。

血染 卷下天孫降臨章本伝で、天稚彦の射た矢を見た高皇產靈尊の発話に、

(寛文九年版本) 血染^{ヌレタリ}其ノ矢^ニ
 (校正日本書紀) 血染^{ヌレ}其ノ矢^ニ (卷一・二丁裏四行)
 (卷一・二丁裏一行)

という例がある。両書の不一致は「染」字への読み添えの「タリ」と「リ」であるが、「染」字を『寛文』の「ヌレタリ」では、「ヌル(下二段)」、『校正』の「ヌレリ」では「ヌル(四段)」と訓んでいることになる。他の伝本の多くは『寛文』と同様であるが、丹鶴叢書本が「□□リ」のような加点で「ヌレリ」と取っているようである。

『師説』のこの部分についての記述は高皇產靈尊の一連の心中語として、

其矢ニ血カ付テアルカラハ人ヲ射タニ違ヒナイ……

(下冊六丁裏四行)

となつてゐる。「その矢に血が付いてある」の解は原漢文の「血染其矢」を逐字的に解釈したというよりは四文字全体の意を取つて解釈者の立場で述べたものと考えた方がよいように思

われる。

「血染其矢」を現代の漢文訓読的に取えて解せば、「血その矢を染む」などと訓読して「血がその矢を染めていた」のことになるのだろうが、「血」を動作主に解するのは、当時の訓読文としては必ずしもふさわしくない。動作ではなく状態としてとらえるべきなのであって、『師説』の解釈もそのようになつてゐる。『寛文』の訓は「血(が)其の矢にぬれる」と解していることになる。

他の資料の例を見ると「鬻」字などの訓として「チヌル」という四段動詞があつたようである。「血を塗る」だけでなく「血が付着している」のような意でも用いられ、意味の上ではちょうどどこの部分に該当する。しかも武器などの類に「チヌル」ことは、「(生贊の血を)チヌル」などとして一種の呪的な意味合いがある行為に用いられたようである。

本文はこの先、高皇產靈尊がこの矢を投げ返し、それに射られて天稚彦は「立死」するのであるが、「此世人所謂反矢可畏之縁也」との起源説が添えられていて、天稚彦の死は不忠に対する神罰のように描かれている。この起源説の記述から、神罰はもっぱら「反矢」の問題と解釈されているが、同章一書第一の同説話部分では、天神が「若以惡心射……」と「咒」って投げ返している(この一書の記述には矢の血のことは書かれていない)ことからもわかるように、一連の行動全体が不祥につな

がつてはいると考えるべきであろう。従つて「血染」の矢も、そのような神事の一部としての性格を持つと考えなければならぬ。『師説』も「天罰矢也」(同十六行)、「天稚彦反矢ニ中リ天罰ヲ蒙テ死タ」(同三丁十行)などと繰り返し述べ、この部分の記述全体を「天罰」とする理解に立つてゐる。『校正』の訓は、このような本文理解を念頭に置きつつ、「チヌル」から出たものと考へれば首肯できるところである。

遠自起 天孫降臨草本伝で天稚彦の弔問に訪れた味耜高彦根神の発話の部分で。

(寛文九年版本)
故不レ 憲ニラ 汗穢一シキヲトワヨリ起哀ムコト

(校正日本書紀)
故不レ 憲ニラ 汗穢一シキヲトホ遠クミ

(卷一・三丁裏二行)
遠自起哀ム (卷一・三丁表六行)

のようになつて「遠自起」の「自」字を、『寛文』は「ヨリ」と助詞に、『校正』は「ミヅカラ」と副詞に訓んでゐる。なお、他の諸伝本は「寛文」と同様の訓であり、『校正』が他とは異なる独自の考へでこの訓を採つたように思われる。これは語句の意味というよりは、前後も含めた内容の理解の違いであると同時に、「自」字の用法についての考え方の違いと見ることもでき

がつてはいると考えるべきであろう。従つて「血染」の矢も、そ

る³²。
この部分の「汗穢」については、死穢ではなく、天稚彦の不忠とそれへの神罰を見る考へ方が一般的のようで、『師説』の記述もこれに従つていて、

天稚彦ハ不忠ノ罪有者然レトモ朋友ノヨシミヲ以テ其不忠ノ穢ラハシキ名ヲ不憚而遠方ヨリ弔……

(下冊九丁裏八行)

のような内容である。⁽³³⁾解釈説中に「遠方ヨリ」としていることからすれば、当該の漢文本文の「遠自」を「遠ヨリ」と考へているとも思われるが、必ずしも逐字句的に解釈しているわけではなく判断は難しい。

この部分は、天稚彦と間違われた味耜高彦根神が「忿然作色」して述べた内容であつて、「汗穢にもかかわらず、友人だと思うからわざわざ遠く来たのに……」のような気持ちが感じられるところである。『師説』の記述も「汗穢」を詳説し、そのような味耜高彦根神の意図を強調している。

このような味耜高彦根神の心情についての解釈を、漢文本文の側から強く示した訓説として、『校正』は敢えて「自」字を「ミヅカラ」としたのではないだろうか。つまり「自分から進んで弔問に来たにも関わらず……」のような意図を示そうとし

たのではないかと考えられるのである。

門外 右に挙げた例とは性格が異なるが、卷下海宮遊幸章一書
第一に、

(寛文九年版本) 門外^カ有^ホレ^リ井^イ (巻二・二十六丁裏六行)
(校正日本書紀) 門外^カ有^ホレ^リ井^イ (巻一・二十四丁表五行)

という例がある。彦火々出見尊が海宮の門に至った場面で、両書の訓は一致しているのであるが、先行の諸伝本ではこの部分の「外」字に加点した例が見えず、この点で疑問が残る。『師説』でもこの部分についての記述はあるが、当該の「井」の場所については言及していない。

一書第一では、この例の直後に同じ「井」について、「門前井邊」という記述があり、また同章本伝及び一書第二にも同じ「井」の記述があるが、いずれも「門前」となっている(一書第四は「宮門井」)。本伝の「門前」については、『寛文』『校正』及び諸本共に具体的な表記には差があるので、「カドノマヘ」あるいはこれに類する訓み方であり、以下の箇所は省略表記形で同じ訓を示している。

『師説』も、本伝の「門前……」については、

のように言及し、後の一書第三の例では「井」については述べているが「門前」には言及していない。このようなかで、この箇所のみが本文「門外」となっているにも関わらず、諸伝本では訓み方が示されない。『師説』も「門前」とは異なる「門外」には言及していない、ということになる。

「門前」「門外」は、一書第一で同じ「井」を指して双方を使っていることから見ても、ほぼ同意と考えられる。つまり初出である本伝の「門前」と解釈上同じであれば、二回目以降の用例については解釈の要はない、と『師説』はしているのであろう。同様の考え方で、先行の諸本がこの「門外」の例の訓を省略したとすれば、これは本文よりも解釈者の側の考えに基づいて加点しているということになる。

しかし解釈上は同じであっても本文の文字は異なっている。本文の側に立つ訓読であれば、文字の違いに沿った訓み方を探らなければならない。『寛文』『校正』は先行諸本に従うのではなく、敢えてこの立場に依ったということになる。

門前ニ井有井ノ上ニ湯津杜樹ヲ植ルト云ハ神代ニアツテハ
其國ノ主シテナケ」レハ門前ニ杜樹ヲ植ルコトハナイ……
(下冊四十四丁裏十四行)

まとめ

既に当初予定していた紙数を大きく超えてしまっているにもかかわらず、「個別の語句をめぐって」に挙げ得なかつた点は多く、それに先立つ三項についても端的なごく一部の例を挙げたに過ぎない。

とは言え『寛文』『校正』を訓読の觀点から比較し、その差異を『師説』に照らしたとき、右に挙げたことがらと同様に考え得る例は他にも多く指摘でき、追認も可能と思われる。挙げきれなかつた部分、言い尽くしていらない部分も含めても、求め得た結論は動かない。

敢えて一般化して述べる。

ある漢文文献についてその解釈説を述べる、ということは、当該文献に表現されたことがらを理解した解釈者が、解釈者の側の立場からその理解内容を表現する行為である。むろん漢文本文の側に立つて当該本文に言及することも可能ではある。おそらくそれは「解釈」とは言えないのであろうが、解釈説の中にそのような記述を織り交ぜたり、あるいはそれを蒐集して本文解釈の参考となる一編にまとめたりすることはできる。このような点で解釈という行為は表現上の立場に自由度があると言える。

ある漢文文献に訓読を表す加点を行う、ということは、漢文本文に表現されたことがらを理解した加点者が、加点者の側の立場から理解内容表現する行為として行うこともでき、また一方で、漢文本文の側に立つて、その内容を表現する行為として行うこともできる。前者では、漢文文献に加点する（あるいは漢文文献を訓読する）という行為は漢文本文の解釈にごく近いものであり、後者では、それは解釈への前段階となるものである。そしてその双方を同時に訓読の上に具現すること、あるいは一連の本文の中で双方を行きつ戻りつしつつ織り交ぜることには、特別な場合を除けば難しい。³⁴⁾

両者は明確に区別できることではないのではあろうが、模式的には、

A 漢文文献 →訓読・解釈

B 漢文文献 →訓読 →解釈

のようによく表すことができると思われる。³⁵⁾

本稿で見た限り、『寛文九年版本』からはA的な、「校正日本書紀は」からはB的な色合いが感じられた。そして『校正』はその前提に『師説』に述べられたような詳細かつ明確な解釈説を持つ故に、漢文本文の側からの訓読を基調として成り立ち得

た、と考えられるのではないだろうか。

少なくとも『日本書紀』についての伝本・注釈書類に見る限り、このようなことは、本稿の三書に限ったことではなく、

『寛文』『師説』『校正』の各々と同様な位置に置くことのできる資料についても援用し得ると考える。更に言えば、大局的には、特に中世～近世末（及び明治初）について、右記A的なものからB的なものへ、漢文文献の訓点資料・注釈書は推移してきていると思われる。訓読することそれ自体が解釈に近い行為であった（あるいは訓読と解釈が、漢文文献を読むという行為の上でより不分明であった）状況では、敢えて逐字的解釈説を述べた注釈書は著されず、解釈の参考となる事項を集成した類、あるいは逆に訓読を集成した類がもっぱら著された。しかし、時代が降るに従い、いったん訓読した上でその訓読文を解釈することが行われるようになり、訓読するのみでは十分な解釈たり得なくなつて行つた。これは、訓読という行為それ自体が、当該漢文文献を受容する側の立場ではなく、原漢文側の立場の行為と考えられるようになつていつたということでもある。つまり、訓読する者と当該の漢文文献との位置関係に質的な変化があつたからなのであろう。これは個々の字句の意味理解のみではなく、返読法や助字類の扱いなどいわゆる訓読法が整備され、一般規則のような形で広く行われるようになつたことと表裏である。そしてこの変化の先に、やがて全文の付訓本

文あるいは訓読文と逐字句的解釈を併載した注釈書が著されるようになつたのではないだろうか。

本稿で具体的な例として掲げたうちの三項、「曰」字を中心とした敬語表現、「いわゆる使役句形の訓み方」、「訓注部分の「此云」の訓み方」は、これまで日本書紀諸伝本に見える訓読を蒐集・分析し、諸伝本間の差異が端的に表れる事項として幾度か報告してきたものの一部に該当する。これはどちらかと言えば帰納的に得られたことであつて、何らかの見通しがあらかじめあつて諸伝本の和訓を蒐集してきたわけではない。従つて明らかにこれらの点が差異を端的に示し、諸伝本を和訓から分類整理する上での指標にさえなる、と考えながら、なぜこれらに差異が端的に現出するか、について正面から考えることはなかなかできなかつた。

今般、新出の注釈書を契機に、積年の和訓収集作業を中心とした考察から少し離れ、観点を変えて本稿をまとめることを思い立つた当初、これらの諸点が再びここにも浮かび上がるとの予想は皆無であった。しかし図らずも本稿に於いてこれを再考することとなり、これら端的な差異の例が、漢文本文に加点し訓読するという行為、漢文本文に注釈を加え解釈するという行為、それら自体の質的な変化をその背景にしていることが明らかになつてきた。

先に述べたことを敢えて再説する。

「〇〇〇〇」という漢文本文に訓点を加え「〇〇〇〇である」と訓読する行為と、これを解釈して「〇〇〇〇とは△△△△ということである」と述べる行為は、少なくとも現代の漢文訓読では別の行為であり、原漢文本文に対する立場を異にするものである。しかしより古くは、これが一体の、あるいは一連の行為として行われた。これは訓読することそれ自体が解釈であつた、ということである。これを一種の「翻訳」と見なすこともできる。ただ、ここで考えておかなければならないのは、この両者は本来異なる視点から漢文本文を見ていっていることである。訓読を解釈から一端切り離してとらえれば、視点は両者にまたがることはなく、一定の訓読が可能である。しかし同じ行為の中で行うとすれば、何らかの方法で両立を具現しそれを示さなければならない。結果形となつた訓点には、この加点者の視点を反映した跡が見えることになる。

同一の漢文文献の同一箇所に見える訓読上の差異の理由として、加点者の本文理解の違い、訓読にあてられる日本語それ自体の変化、を想定して來たが、ここに今一つ、漢文本文とその解釈の間での訓読行為の位置の質的な変化、という事実があることになる。これはいわゆる訓読法が、近現代のそれにより近い形に整備されてきた江戸時代の諸資料に主に見えることであり、本稿で取り上げた『師説』およびその影響下にある『校正』は、この分離の一つの様態を示していた。

このような観点に立って、漢文文献に加点する、あるいはその注釈・解釈説を著す、という行為それ 자체を、実際の資料に表れた事実を分析することによって、改めて考え方直して行きたいと考えている。これまで訓読の側からの蒐集分析はある程度進めることができてきている。先ず当面の課題は、この時代を中心いて、数多い注釈書の類を改めて整理・分析し、漢文本文に対する注釈者の立場の観点からその性格付けを行ってみることが必要になると思われる。

注

- (1) 林勉「岩崎本日本書紀の訓点」(『五味智英先生還暦記念上代文学論叢』昭和四十七年・桜楓社)をはじめ、万葉七曜会『論集上代文学』(昭和四十八年)・笠間書院)に毎号掲載されている一連のご研究。
- (2) 杉浦克己「不敢來考—江戸時代の日本書紀訓読についての一考察」(東京都高等学校国語教育研究会紀要第二十四号(昭和六十一年))
- (3) 杉浦克己「江戸時代の日本書紀訓読について—神代卷の敬語表現を中心として—」訓点語学会『訓点語と訓点資料』第八十五輯(平成二年)
- (4) 杉浦克己『六種対照日本書紀神代卷和訓研究索引』(平成七年・武藏野書院)
- (5) 『国書総目録(補訂版)』(平成二年・岩波書店)によれば、本書と同じく『神代卷師説』と称する一本の巻上のものが『神道分類総目録』(昭和十二年)に雄渕の著作として掲げられているとのことである。おそらくこれは本書とごく近しい関係の伝本と思われ

解釈は訓読にどのように反映されるか

れるが、当該の書の所在についての確かな情報は管見の限りなく、あるいは当該書（またはそれに近い）かと思われる資料もいくつか思い当たるもののが確認は得られていない状況であり、本稿では仮に本書を新出の孤本と見ておく。なお本書の伝来については、後の注（9）に述べる「手がかり」などから調査を進め、吉田家ゆかりのものであるとの感触を持つに至っているが、他の関連資料とも併せて、近世半ば頃以降近代に至る吉田家及び吉田神社関連の神道資料を中心とした古典籍類の研究の推移の中での本書の位置付けが改めて必要と思われる。

(6) 杉浦克己「小寺清先校正日本書紀の訓読上の特色について」放送大学研究年報第15号（平成十年）

(7) 寛文九年版本を『日本書紀』の流布本の代表的な存在とすることは広く受け入れられており、江戸時代の日本書紀についての注釈や研究も多くはこれを底本に成されている。寛文九年版本は清原国賢が編んだ慶長勅版本（慶長十五年）を整版としたものである。国賢の本文校訂・訓読は、いわゆる吉田本系統のそれを受け成され、本文解釈もこの流れの上に立つと考えられる。つまり寛文九年版本は中世の日本書紀研究の主流である吉田本系統のそれを集大成して成ったという背景を持つ。故に単に流布本として広く受け入れられるのみでなく、その本文・訓読に対し錯誤や不備を補正することで自説を主張する例が多い。例えば大関増業編『黒羽板日本書紀』序文にはこういった姿勢が述べられている。従って、江戸時代のある伝本について、その本文や訓読を寛文九年版本と対置することで、特色をより明確にすることができるのであって、本稿及びこれと密接に関わる先稿（前掲（6））、さらにはこれまでの小稿もこのような観点を基本としている。

(8) 相互に密接な関係が想定されるとは言え、このように別々の手による訓点本と注釈書を用いるのではなく、同一人の手の訓読・解釈を検討することができるのではないか、という疑問は当然生じる。しかし、中世頃（近世初頭頃）の日本書紀の注釈書の類は、

注釈のみを記したものが大半である。

また少し時代が降ると、確かに注釈だけではなく訓点付き本文を併載するものがある。しかし多くの場合、その本文は訓読文を示すことではなく、注釈に對して該当する被注本文の位置を示すことを目的としたもののように、掲げられた本文は、白文あるいは返り点のみであったり、さらには当該段の冒頭のみの省略された形であったり、また訓点を添えてあっても、必ずしも注釈を厳密に反映したものではなくたり、と同一書の中でも注釈に見る本文解釈と訓読の関係を探ることが難しい例が多い。谷川士清『日本書紀通訳』、河村秀根・益根『書紀集解』などは本文の掲げ方にについてはこのような部類に入ると考えられる。また本稿で取り上げた『師説』も本文を掲げているが、白文の省略形である。注釈に即応した訓点付き本文や訓読文を掲げる例は、幕末あるいは明治に至って、岸田年治『標注日本書紀』、飯田武卿『日本書紀通釈』などに本格的に見える。この間には、注釈に對応した訓読仮名文を振り仮名のような形式で漢字本文に添えながら、その訓読仮名文と漢字本文の位置が一致していない伴信友『稜威言別』のような例もある。

これら江戸時代の日本書紀関連の諸本に見える漢文訓読と注釈の関係は、多彩かつ興味深いものである。本稿を足がかりの一つとして、稿を改めて各資料個別の分析や変遷の概観を公にしたい。

(9) 当該の助成研究のテーマは『日本書紀』卷三（神武紀）諸伝本の文献学的研究であり、当初は本稿の趣、あるいは『師説』とは直接には無関係に取り組んだものであった。しかしその過程で、玉木正英『神代卷藻塩草』の成立の背景と正英の事跡について、京都下御靈神社及び出雲寺家関連の資料を調査する中で、『師説』の伝来についての有力な手がかりを得るに至り、偶々本書について考えていたことががらと助成研究の趣の一部が重なることとなり、本稿への契機となつた次第である。

(10) 事跡の詳細は先の小稿（前掲（6））に譲り、ここでは雄渕と

の関わりと清先自身の神代紀解釈の背景のみについて述べる。

- (11) の関わりと清先自身の神代紀解釈の背景のみについて述べる。

(12) 各章段の区切り部分の空白の取り方から考えれば、上冊冒頭の総論的記述と本文についての解釈説の間にも同様の空白が有つて、かかるべきとも思われるが、そのような空白はない。このこともあって上冊冒頭の部分を序跋の類とはせず、敢えて「総論的記述」と曖昧な呼び方にした。また下冊冒頭には「日本書紀卷第二」「神代下」と本文提示と同様の書き方で記している(上冊冒頭にはこれに該当する部分はない)が、これは本書の内題ではなく、「ツハヘダツノ訓也ツナルモノガホツカリト……」「是ハ神代上ニ對シテ……」とそれぞれについての解釈説を各一行ずつ記している。

(13) 朱による訂正箇所はかなり偏在している。いくつか例を摘記する。

自ラ持テイルモノ道理_{ホトキカラムカシヒ}ラ理ヲ云

上冊五丁表十四行・「カラ理ヲ云」に見せ消ち点を注し

た上で傍書

天トナルキワデ云トキハカウ地トナルキハト云ハカウトアトニ又……

〔上冊五丁裏九・「ト」に見せ消ち点を注した上で「テ」〕

を傍書

(14) 一部伝本には「ワカク」の訓も見える。(為繩本(神宮文庫藏)など)。同本は「類從國史」の一本として書写されたことを示す内題があつて、本文・訓説共に特色がある。「イン」を退け、「ワカク」の訓を積極的に採った例としては、降って飯田武郷『日本書紀通釈』などがある。

(15) 先行書の訓を補正する、といつてもあくまで今の立場での解釈のための訓であつて、本文編纂当時の訓を考えたわけではないことの現れ、と見なすべきか。あるいはまた基本的には師の説を優先させていると見るべきか。

(16) 丹鶴叢書本朱点、為繩本などに両者を「ムラカレル」とする例など。

(17) 寛文九年版本の加点姿勢が不備である、とは必ずしも言い切れないと想っている。むしろ加点者にとっての自明と読者(特に時代を隔てた読者)にとっての自明は違う、ということによるのであろう。これは訓点資料一般、というより文字表記物一般に常についてまわる大きな問題ではあるが、ここでは一旦措くとして、本稿では、双方について訓み方を確定できると考えられる例を取り上げた。

(18) 確かに、「曰」「△△……」のような形を考えた場合、「曰」は地の文、つまり原著者の立場、「△△……」は当該の登場人物の立場で表現されることになる。しかし言うまでもなく、いわゆる古典の漢文散文で、このような話法的な区別が明確に行われていたわけではない。更に言えば、訓説文では加点者がどうそれをわきまえるかも関わる。

(19) 「寛文」では大己貴神を、巻上の幸魂・奇魂説話の場面では敬清先の主な意図は、慶長勅版本からは既に長い年月が経つていて、初学の者にはわかりにくい部分があり、これを補正した本文

意の対象に、この巻下天孫降臨章では經・武二神に対して低く、とそれぞれ一つに固定して訓んでいる。

(20)

現代の訓読では先立つ「曰」字を訓むだけでなく、続く発話の末尾に読み添えを使うことで、「△△曰^{ハク}〇〇〇トイフ」などと加点して「△△曰く「〇〇〇」と云ふ」のように訓読する。これは「曰」字 자체を発話者の動作としてとらえた上で、発話内容を加点者が理解したことがらとして表現するという二方向の異なる観点で原漢文をとらえていることの現れと考えられる。原漢文の△△曰〇〇〇自体はこのように立場を分別して二重にとらえることのできるものではない、というよりそのどちらでもない「一つ」の表現である、と考えるべきであろう。

これは、訓読という行為故に生じる問題であり、和文そのものでは、例えは、

△△が言うことには、「〇〇〇」(のこと)だ。

△△が「〇〇〇」と言った。△△が言うことには、表現はそのどちらか一方の立場で構成される。なお、現代語では右のようにはこちない感じが伴う例文を作つた方がよりこの間を説明しやすいが、古語ではいわゆるク語法によって「↓(という)こと「△△」にあたる表現が可能である。上代に広く用いられたク語法が、中古以降もっぱら漢文訓読にのみ用いられた背景の一つに、このような観点を持ち込むことは有効と思われる。

(21) いわゆる使役句形の訓読については、

- a 令^レ〇〇一ヲ△△セシム
- b 令^{シム}_下一ヲ〇〇一ヲ△△^上セ
- c 令^{シム}〇〇ラシテ△△セ

(22) このような訓み方(右の(21)のaの形)は中世のいわゆる吉田本系統の諸本に広く見える。
 (23) 人物やそれに準ずる対象を用いた使役句形、さらに言えばいわゆる受身形(広い意味での)の対象となるか否か、といったことについての『校正』は敢えて言及はしない。あくまで日本書紀神代巻諸本の訓読をめぐっての問題としてここには掲げた。

(24) ただし『寛文』の全体の記し方から見て、これが編者あるいは版下・彫り師も含めての誤記である可能性は、先の「曰」字についての『校正』の場合よりさらに高いと言わざるを得ない。

(25) (26) 先に挙げた発話に先立つ「曰」字の訓み方の問題とは関係する人とその位置関係が異なる問題ではあるが、結果として人物(の行動)に関して相異なる視点があり得、訓読あるいは加点ではそのどちらか一つに依つて表現せざるを得ない、という点では類似した現象となる。
 使役句形を、

××令〇〇△△(××が(は)〇〇に△△させる)

のようを考えると、視点の方向を××と〇〇のどちらに置くかによつて、解釈(説の述べ方)が異なることになる((25)参照)。通常、いわゆる使役句形の典型的な例では、これが揺れることはない。例えば、右に対比して示した巻下天孫降臨章本伝の無名難の部分について『師説』では、

(高皇產靈尊) ……甚椎ミ疑ヒ玉フソコテ無名雉ヲ下シ玉フ

(下冊五丁裏十四行)

のように、使役句形に先行する部分から一貫して高皇產靈尊に視点を向けて解釈している。このようにとらえることができる本文であれば、先に『寛文』『校正』の例を挙げたように、訓読の上でも特別な配慮は必要ない。

(27) 「葉木国」三字の傍線は音読符。『校正』では訓注部分の被注本文字句には音読を表す傍線のみを加点し、仮名による字音表記は見えない。

(28) 日本書紀に見える「○○此云△△」のような形の訓注は、漢文本来の用法からすれば「此ニハト云フ」と読んで、「○○」という字句は此処（本邦）では△と云う」のようない意であることが築島裕博士（『平安時代の漢文訓読語につきての研究』昭和四十八年・東京大学出版会）によって明らかにされた。古態を有すると考えられる伝本のいくつかに「此ニハト」の訓が見られる。中世のいわゆる吉田本系統をはじめ多くの伝本は「此ヲバト」のようない訓み方であるが、江戸時代の後半～末頃の、新しい独自の知見に基づくと思われる伝本のいくつかには「此ニハト」とするものがある（前掲（4）書他）。

(29) 『校正』が、清先自らの考案で先行諸書の訓を改めて「此ヲ」としたものか、あるいは何らかの先行例からこの訓を採ったものか、ここでは判断しかねる。

(30) 『校正』の他に訓注部分について「此ヲ」の訓を採ったものの一つに岸田元治『標注日本書紀』がある。同書は日本書紀全三十卷の注釈書であるが、訓点付きの本文全文と解釈説の双方を載せる形式の注釈の嚆矢の一つである。訓読と解釈の役割を区別する『標注日本書紀』が敢えて「此ヲ」を採っていることは偶然ではないと思われる。

(31) 「此ニハト」の訓を探る諸本については、本稿には直接該当しな

いので敢えて言及しなかった。「此」字を「コレ」と訓めばこれは本文中の字句を指し示すのであり、本文の側に立つことになる。これに敢えて「ヲバ」を添えることで、解釈する者の視点からこれを述べた形になる。これらに対し「ココ」と訓むのは、本文の記述内容から離れた視点ではあるが、あくまでそれは原著者の立場からの言及であって、本文に直接添えられた訓注としてはこれが本来の形なのである。

(32) 『師説』は「自」字について、この箇所以外にも他本とは異なる訓読をする傾向が見られる（前掲（6））。特に「ミヅカラ」と訓む場合と「ヲノヅカラ」と訓む場合の違いについて、他の諸伝本のそれよりも明確な区別意識があつたようである。本来、他の箇所についての例についての考察含めて示すべきなのであるが、ここでは煩を厭つてこの箇所についてのみ考えた。

(33) この解釈説は、直後に「是ハ梨木ノ説ニテ何様コヽノ分段ハ」とテヨウ聞ユル（同十行）と、梨木佑之の説に従つたものとしている。梨木佑之は下御靈神社ゆかりの神道家で、闇倉版神代紀の編者（の一人）と考えられている。佑之の事跡の詳細や日本書紀の訓説・解釈との関わりなどについては、先に本誌に掲載していただいた小稿「闇倉版神代紀の訓説上の特色について」（『放送大学研究年報』第10号・平成五年）に譲る。

(34) 同一箇所に複数訓を持つような例の場合、立場を異にする視点からの訓が併記されていることがある。特に江戸時代の訓点本の中には、これを意識して、右傍訓には漢文本文の側からの、左傍訓には加点者の解釈による訓を記す形式を探っているものがいくつかある。

(35) 更に言えば、A以前に「漢文文献＝解釈」のよう、直接に漢文を理解することもあり得たのであって、ある種の資料類については、実際そのように理解されたと思われる跡を見ることができる、と考えている。

（平成十三年十一月一日）

The essential difference between interpretations and the diacritics in *Nihonshoki*

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

Newly discovered *Jindaiki-Shisetsu* is an annotated edition of the first two books of *Nihonshoki* written in the 18th century. It was described the interpretation on *Nihonshoki* by *Yuen Matsuoka*. He was a preceptor for *Kiyosaki Kodera* who was the editor of *Kosei-Nihonshoki*. Therefore, the *Yuen Matsuoka*'s interpretations theories seem to influence in the diacritics on *Kosei-Nihonshoki*.

On my previous research in 1998, I cited examples of the diacritics, which differed between *Kosei-Nihonshoki* and the other books of *Nihonshoki*, in the medieval ages or the Edo period. In this research, I examined whether interpretations described in *Jindaiki-Shisetsu* influenced in those examples. As the result, it was proven that the effect was indirect for theories of syntax, significations, usages of words, and the other linguistic qualities.

The viewpoints for the original texts were different between interpretations and the diacritics. The interpretation was carried out from the viewpoint of the interpreter. The diacritics were carried out from the viewpoint of the author of the original sentences. By the medieval ages, these differences of these viewpoints were indefinite. These differences were clarified it in Edo period, by improving the method of the diacritics.

In the base of the syntax of Japanese, there are types, which show the viewpoints of expressive persons for the expressive contents. In this fact, the sentences of Japanese expressed actually in these books were linguistically different to each other.